

「奈良県障害者計画」(案)に対するご意見の概要及び県の考え方

(意見募集期間: 令和6年12月26日～令和7年1月25日、意見提出数: 70件/20人)

		公 表		
No	頁	項目	ご意見の概要	県の考え方
1	17	( i ) 共生社会の実現に向けた理解の促進 1. 障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり (1) 障害理解の促進 ① 県民参加型啓発運動の推進	障害者も高齢化していき、親なき後の不安もある。社会の障害理解を進めていってもらいたい。	3頁(1)①に記載のとおり、引き続きまほろば「あいサポート運動」の取組を推進し、より多くの県民が障害のある人に対する理解を深めていただけるよう努めてまいります。
2	28	( i ) 共生社会の実現に向けた理解の促進 1. 障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり (1) 障害理解の促進 ① 県民参加型啓発運動の推進	地域での障害理解を進めるため、啓発ツールとして県主体で啓発DVD等を作成したり、あいサポーター、福祉団体などによる参加・体験型の啓発活動を進めるなどすべき。また、地域の児童民生委員への障害理解啓発のために障害理解の研修を必須にもらい、市町村との連携もしてもらいたい。	3頁(1)①に記載のとおり、引き続きまほろば「あいサポート運動」の取組を推進し、より多くの県民が障害のある人に対する理解を深めていただけるよう努めます。頂いたご意見は今後の施策を検討する上で参考とさせていただきます。
3	3	( i ) 共生社会の実現に向けた理解の促進 1. 障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり (1) 障害理解の促進 ② 手話の普及等	小学校、中学校、高等学校の教育課程の中に「手話言語」を学ぶ科目を設け、学齢期から手話言語に親しむ機会を作る、という文面を記載してもらいたい。	頂いたご意見は今後の施策を検討する上で参考とさせていただきます。
4	3	( i ) 共生社会の実現に向けた理解の促進 1. 障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり (1) 障害理解の促進 ② 手話の普及等	小学校、中学校、高等学校の教育課程の中に「手話言語」を学ぶ科目を設け、学齢期から手話言語に親しむ機会を作ってもらいたい。	頂いたご意見は今後の施策を検討する上で参考とさせていただきます。
5	3	( i ) 共生社会の実現に向けた理解の促進 1. 障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり (1) 障害理解の促進 ② 手話の普及等	若者向けの手話通訳養成講座カリキュラムが出されており、奈良県としても、大学へ手話のカリキュラムを取り入れ、手話通訳者を育てる環境整備をしてもらいたい。	頂いたご意見は今後の施策を検討する上で参考とさせていただきます。
6	3	( i ) 共生社会の実現に向けた理解の促進 1. 障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり (1) 障害理解の促進 ② 手話の普及等	聞こえる人、聞こえない人に関わらず、手話言語を周知してもらいたい。	3頁(1)②に記載のとおり、「奈良県手話言語条例」に基づき、手話は言語であるという認識のもと、手話の普及及び県民理解の促進を引き続き図ってまいります。
7	36	( i ) 共生社会の実現に向けた理解の促進 1. 障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり (1) 障害理解の促進 ③ 心のサポーターの普及	心のサポーターの支援体制構築の中での位置づけや目的を明確化し、組織の体制や権限の有無についても具体的に明記してください。	心のサポーターの支援体制構築の中での位置づけや目的、組織の体制については、奈良県障害者計画に「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、メンタルヘルスやうつ病等や不安など精神疾患の正しい知識と理解を持ち、メンタルヘルスの問題を抱える家族や同僚等に対する傾聴を中心とした支援者である心のサポーターについて、身近な存在になる体制となるよう養成に取り組みます。」と明記いたします。また、心のサポーターに権限はありません。
8	6	( i ) 共生社会の実現に向けた理解の促進 1. 障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり (5) 行政機関における合理的配慮 ① 行政機関における合理的配慮の推進	手話通訳士、手話通訳者の働く場を確保するため、行政機関において専門職(技術職)として「手話通訳者」を設け、手話通訳活動、手話普及活動を専門とする行政職員を雇用する、と言った文面を明記してもらいたい。	奈良県障害福祉課に会計年度任用職員(手話通訳者)を配置し、来庁者等への手話通訳、手話講習会の企画・実施のほか、手話の普及及び県民理解の促進等を目的とした奈良県手話言語条例の推進に取り組んでいます。
9	6	( i ) 共生社会の実現に向けた理解の促進 1. 障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり (5) 行政機関における合理的配慮 ① 行政機関における合理的配慮の推進	行政機関だけではなく、公共交通機関、地方公共団体、民間企業など、あらゆる団体で手話学ぶ場を設けてもらいたい。	3頁(1)②に記載のとおり、行政職員だけでなく、医療・福祉関係職員、消防職員等の専門職や一般県民に対する手話講習会の開催等に取り組んでおります。

「奈良県障害者計画」(案)に対するご意見の概要及び県の考え方

(意見募集期間: 令和6年12月26日～令和7年1月25日、意見提出数: 70件/20人)

		公表		
No	頁	項目	ご意見の概要	県の考え方
10	6	(i) 共生社会の実現に向けた理解の促進 1. 障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり (5) 行政機関における合理的配慮 ② 選挙における配慮について	聞こえない人は候補者の演説がわからず、公平な参政権の保障につながっていない。政見放送も県知事、参議院選挙には手話通訳がつくのに、県議員や市町村長、市町村議員選挙にはつかず、候補者の一存に委ねられている。また、投票所(特に期日前投票)において、係員の説明がわからず、投票に行きにくい聞こえない人がたくさんいる。聞こえない人にも情報保障を行い、等しく投票する権利を守るため対策を講ずる、といった文面を記載してもらいたい。	聞こえない方や聞こえにくい方への選挙等に関する情報提供の充実は重要であると考えています。 手話通訳付きの政見放送が情報提供の一助を担っておりますが、政見放送は、法律上、国政選挙と都道府県知事選挙にのみ認められた選挙運動となっているため、県議会議員選挙や市町村の選挙では、政見放送を行うことができないこととなっています。 投票所での対応につきましては、県選挙管理委員会から投票所の運営主体である市町村選挙管理委員会に対し、総務省が作成した「障がいのある方に対する投票所での対応例」や、投票所における選挙人との円滑なコミュニケーションのための優良事例を周知し、取り組みを進めています。 今後も引き続き、市町村選挙管理委員会と協力して、投票所におけるコミュニケーションボードの活用の推進など、聞こえない方や聞こえにくい方も円滑に投票することができる環境づくりに努めてまいります。
11	6	(i) 共生社会の実現に向けた理解の促進 1. 障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり (5) 行政機関における合理的配慮 ② 選挙における配慮について	期日前投票所と当日の投票所において、受付担当は筆談やコミュニケーションボードを使って対応するなど、聴覚障害者に対する配慮を明記してもらいたい。	聞こえない方や聞こえにくい方が円滑に投票できる環境づくりは重要であると考えています。 投票所での対応につきましては、県選挙管理委員会から投票所の運営主体である市町村選挙管理委員会に対し、総務省が作成した「障がいのある方に対する投票所での対応例」や、投票所における選挙人との円滑なコミュニケーションのための優良事例を周知し、取り組みを進めています。 今後も引き続き、市町村選挙管理委員会と協力して、投票所におけるコミュニケーションボードの活用の推進など、聞こえない方や聞こえにくい方も円滑に投票することができる環境づくりに努めてまいります。また、コミュニケーションボードの活用について追記いたします。
12	6	(i) 共生社会の実現に向けた理解の促進 1. 障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり (5) 行政機関における合理的配慮 ② 選挙における配慮について	点字・音声・インターネットの他、聴覚障害者を対象とした、手話・文字に関する情報提供にも言及してもらいたい。	聞こえない方や聞こえにくい方への選挙等に関する情報提供の充実は重要であると考えています。 今後も引き続き、選挙公報やインターネットを通じた選挙等に関する情報提供の充実にも努めてまいります。
13	6	(i) 共生社会の実現に向けた理解の促進 1. 障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり (5) 行政機関における合理的配慮 ② 選挙における配慮について	聞こえない人・聞こえにくい人が候補者の主張内容を理解した上で参政権を行使できるよう、政見放送や投票所などに手話通訳者を設置してもらいたい。	聞こえない方や聞こえにくい方への選挙等に関する情報提供の充実が重要であると考えています。 政見放送等で手話通訳者を使用するかどうかは、各立候補者がどのように判断されるかによりますが、県としては、立候補予定者説明会にて手話通訳者の紹介窓口を案内する取り組みをしております。 また、投票所での対応につきましては、県選挙管理委員会から投票所の運営主体である市町村選挙管理委員会に対し、総務省が作成した「障がいのある方に対する投票所での対応例」や、投票所における選挙人との円滑なコミュニケーションのための優良事例を周知し、取り組みを進めています。 今後も引き続き、市町村選挙管理委員会と協力して、投票所におけるコミュニケーションボードの活用の推進など、聞こえない方や聞こえにくい方も円滑に投票することができる環境づくりに努めてまいります。
14	3	(i) 共生社会の実現に向けた理解の促進 1. 障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり (1) 障害の理解の促進 ② 手話の普及等	学童期から手話言語に親しむ機会を作ることを入れてもらいたい。	3頁(1)①に記載のとおり、「あいさポーターキッズ学習」の中で、簡単な手話講座を設けるなど、機会の創出に取り組んでおります。
15	9	(ii) 必要なときに身近な地域で相談できる体制づくり 1. 地域における相談支援の体制づくり (1) 多機関連携による包括的な相談支援 ① 地域相談支援ネットワークの構築	統括(地域)アドバイザーの役割、権限など組織体制も出来るだけ明記してもらいたい。	統括(地域)アドバイザーの役割等につきまして、用語の解説にて記載させていただきます。
16	22	(ii) 必要なときに身近な地域で相談できる体制づくり 2. 誰もが適切な支援を受けられる相談体制の強化 (1) 障害特性等に応じた専門相談の充実 ② 障害のある子どもと家庭に対する専門的相談の充実 (iii) 希望する地域生活を送るための支援 2. ネットワークの強化 (1) 支援ネットワークの形成 ③ 地域の支援機関のネットワークの形成	障害者の重度・高齢化や、親なき後を見据えた奈良県における地域生活支援拠点の整備モデルを提示してもらいたい。	22頁(1)③に記載のとおり、地域生活支援拠点について、市町村の実情に応じ整備が進むよう、統括(地域)アドバイザーを配置し、具体的な方策について助言を行うこととしており、整備の好事例をモデルとして未整備市町村等に提示して整備を促進してまいります。

「奈良県障害者計画」(案)に対するご意見の概要及び県の考え方

(意見募集期間: 令和6年12月26日～令和7年1月25日、意見提出数: 70件/20人)

		公 表		
No	頁	項目	ご意見の概要	県の考え方
17	13	(ii) 必要ときに身近な地域で相談できる体制づくり 2. 誰もが適切な支援を受けられる相談体制の強化 (1) 障害特性等に応じた専門相談の充実	高齢ろう者が救急車に運ばれる時、コミュニケーション支援のために手話通訳者を速やかに派遣できるようにしてもらいたい。	頂いたご意見は、会議等の機会を捉えて市町村にも共有させていただくとともに、今後の施策を検討する上で参考とさせていただきます。
18	13	(ii) 必要ときに身近な地域で相談できる体制づくり 2. 誰もが適切な支援を受けられる相談体制の強化 (1) 障害特性等に応じた専門相談の充実	救急搬送されたときに手話通訳者は部外者と見なされ、コミュニケーションが困難になった。奈良県4大病院に手話通訳者を設置してもらいたい。	3頁(1)②に記載のとおり、医療関係職員等に対しても、聴覚障害のある人への理解を深めてもらい、緊急搬送時の円滑な受け入れができるよう病院への働きかけに努めてまいります。
19	13	(ii) 必要ときに身近な地域で相談できる体制づくり 2. 誰もが適切な支援を受けられる相談体制の強化 (1) 障害特性等に応じた専門相談の充実 ② 障害のある子どもと家庭に対する専門的相談の充実	「聴覚障害児支援中核機能事業」をろう学校が中心となって事業を実施しているが、この事業は聞こえない子どもたちの家族にとっては教育上の判断材料となる機会でもあるので、計画的に進めていくためにも障害者計画に必ず入れてもらいたい。	頂いたご意見は今後の施策を検討する上で参考とさせていただきます。
20	9	(ii) 必要ときに身近な地域で相談できる体制づくり 2. 誰もが適切な支援を受けられる相談体制の強化 (1) 多機関連携による包括的な相談支援 ② 地域の相談窓口の充実	県内各市町村の役場において、聴覚障害者が手話・筆談で相談できるよう手話通訳者の設置を進める旨について検討、記載してもらいたい。	頂いたご意見は、会議等の機会を捉えて市町村にも共有させていただくとともに、今後の施策を検討する上で参考とさせていただきます。
21	46	(ii) 必要ときに身近な地域で相談できる体制づくり 2. 誰もが適切な支援を受けられる相談体制の強化 (1) 多機関連携による包括的な相談支援 ③ 奈良県自立支援協議会の活動の充実	「奈良県自立支援協議会において当事者視点……仕組みづくりに取り組みます。」と記載してあるが「…当事者視点を確保するために、協議会に当事者自身の参加を進めます。」としてもらいたい。当事者の意見を反映するためには、当事者自身が参加することが必要だと考える。	令和7年2月時点で、奈良県自立支援協議会の委員として当事者の方にも就任いただいております。今後も委員の改選に際しては、当事者の方の参加について検討してまいります。
22	36	(ii) 必要ときに身近な地域で相談できる体制づくり 2. 誰もが適切な支援を受けられる相談体制の強化 (1) 多機関連携による包括的な相談支援 ③ 奈良県自立支援協議会の活動の充実 ④ 市町村自立支援協議会の活性化に向けた支援	市町村の地域課題を把握し問題解決につなげるのが地域自立支援協議会であると位置づけ、協議会の活性化を目指してもらいたい。 また、奈良県の自立支援協議会を開催し、情報提供してもらいたい。	9頁(1)④市町村自立支援協議会の活性化に向けた支援に記載のとおり、奈良県自立支援協議会の活用等により、地域課題の解決に向けた助言・支援を行うなど、市町村自立支援協議会の活性化に向け引き続き取り組んでまいります。また、奈良県自立支援協議会での取り組みについて、必要な情報の周知を図ってまいります。
23	13	(ii) 必要ときに身近な地域で相談できる体制づくり 2. 誰もが適切な支援を受けられる相談体制の強化 (1) 障害特性等に応じた専門相談の充実 ① 専門的な相談機能の充実	聴覚の異常に悩む人たちが、適切な相談を受けられる場所がとて少ない。特に難聴者の中には、身体障害者手帳を持っていない人が多数おり、その方々の相談に対応できる内容の追記をしてもらいたい。 聴覚障害者支援センターには、専門的な知見から難聴者の相談に対応できる専門相談員を設置してもらいたい。	本計画は、障害のある人だけでなく、そのご家族や障害者手帳を持っていない人も含めた内容になっております。頂いたご意見は今後の施策を検討する上で参考とさせていただきます。
24	13	(ii) 必要ときに身近な地域で相談できる体制づくり 2. 誰もが適切な支援を受けられる相談体制の強化 (1) 障害特性等に応じた専門相談の充実 ① 専門的な相談機能の充実	地域生活支援事業における日常生活用具の支給は、手帳の等級にこだわることなく、柔軟な対応が求められる。屋内信号装置(来客を告げるインターフォンの音を光に変えて知らせる仕組み)などの支給について対象を広げてもらいたい。 また、全市町村の取り組みを底上げして支援してもらいたい。	地域生活支援事業については、地域の実情に応じて市町村等が実施するものであり、県としては、市町村が必要な取り組みを実施できるよう、予算の確保について引き続き国に要望してまいります。
25	17	(iii) 希望する地域生活を送るための支援 1. 自己決定・自立した生活の支援 (1) 自己決定を支える人材の確保・育成 ② 障害福祉サービス事業所等の従事者の確保	奈良県での人材育成・確保のための予算化を望む。	障害福祉サービス人材の育成・確保については、計画(素案)の17頁から18頁に記載の取組を実施しているところであり、今後も継続して取り組んでまいります。障害福祉サービスを取り巻く現状やニーズを踏まえ、適切に施策を推進し、人材の育成と確保に努めてまいります。
26	17	(iii) 希望する地域生活を送るための支援 1. 自己決定・自立した生活の支援 (1) 自己決定を支える人材の確保・育成 ② 障害福祉サービス事業所等の従事者の確保	障害者福祉サービス事業所等の従業者確保については、従業者の処遇改善が必須だと考える。従って、この項目の最後に「従業者の処遇改善のために県独自の補助金制度を創設します。」と追記してもらいたい。	障害者福祉サービス事業所等の従業者の処遇改善につきましては、事業所に対し国の処遇改善加算の活用を働きかけてまいります。また、県独自の補助金など、個別具体的な制度にかかるご意見は今後の施策を検討する上で参考とさせていただきます。

「奈良県障害者計画」(案)に対するご意見の概要及び県の考え方

(意見募集期間: 令和6年12月26日～令和7年1月25日、意見提出数: 70件/20人)

公 表				
No	頁	項目	ご意見の概要	県の考え方
27	19	(iii)希望する地域生活を送るための支援 1. 自己決定・自立した生活の支援 (2)自立した生活につなげる障害福祉サービス等の充実 ④市町村における地域生活支援に向けた取組に対する支援	補装具(補聴器)においても、利用者のニーズに合わせて、両耳装用が必要な方には、職業についているか否かにかかわらず、柔軟な対応をしてもらいたい。	補装具における補聴器の支給は、原則1具(片耳分)であり、複数(両耳)支給は「職業上、教育上両耳装用が必要と認められた場合」に限られます。このことは国の指針に基づくものであり、様々な機会を通じてこういった要望があることを国にも伝えてまいります。
28	16	(iv)地域で安心してともに暮らすための環境づくり 1. 住まいの確保 (1)地域における住まいの充実 ①グループホームの整備促進	難病患者等を受け入れてくれる施設を県で整備する、もしくは受け入れてくれる事業所に対する補助をするなどしてもらいたい。 事業所が「看護師の連携(重積発作、多剤の薬の管理)」、「夜間発作対処の介護者増(二人体制)」、「入浴、食事時のみの介護者増(パート制)」などの体制をとれるよう県で補助してもらいたい。	24頁(1)①に記載のとおり、重度の障害のある人が地域において日中サービスが利用できる体制を整えるため、日中サービス支援型グループホームの整備を進めていくとともに、必要な予算の確保を国に要望していきます。また、県で運営する受入施設の設置や、事業所に対する県独自の補助金など、個別具体的な施策にかかるご意見は今後の参考とさせていただきます。
29	16	(iv)地域で安心してともに暮らすための環境づくり 1. 住まいの確保 (1)地域における住まいの充実 ①グループホームの整備促進	(難病指定を受けており)サービスの支給決定を受けても利用出来る事業所がない。グループホームにしながら訪問系のサービスも利用出来れば重度の人の受入先も増えるのではないかと。また、障害支援区分6の人の中でも状態に差があるので、難病指定の人など特別な支援が必要な人にはプラスαの支援をしてもらいたい。	障害福祉サービス等の支給決定について、必要なサービスが安定的に提供されるよう、改善を図る必要がある項目については、国に対して要望を行ってまいります。
30	27	(iv)地域で安心してともに暮らすための環境づくり 2. バリアフリーの推進 (1)障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進	良い取り組み事例は事業者などに共有してもらいたい。	頂いたご意見は今後の参考とさせていただき、好事例について関係各所への共有など図ってまいります。
31	27	(iv)地域で安心してともに暮らすための環境づくり 2. バリアフリーの推進 (1)障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進 ③公共交通機関のバリアフリー化の推進	公共交通機関(バスや電車)の中に、電光掲示板のような表示システムを導入するよう記載してもらいたい	ご意見として賜ります。
32	27	(iv)地域で安心してともに暮らすための環境づくり 2. バリアフリーの推進 (1)障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進 ③公共交通機関のバリアフリー化の推進	鉄道の無人駅に、困ったとき駅員と連絡が取れるシステムを早急に整えてもらいたい。	頂いたご意見について、鉄道事業者に働きかけてまいります。
33	27	(iv)地域で安心してともに暮らすための環境づくり 2. バリアフリーの推進 (1)障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進 ③公共交通機関のバリアフリー化の推進	奈良県立ろう学校のスクールバスで、JR大和小泉駅、近鉄筒井駅での送迎があるが、駅員が不在の時間帯が多く見られる。もし何か起きた場合に対応出来るようにしてもらいたい。	頂いたご意見について、鉄道事業者に働きかけてまいります。
34	27	(iv)地域で安心してともに暮らすための環境づくり 2. バリアフリーの推進 (1)障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進 ③公共交通機関のバリアフリー化の推進	公共交通機関のデジタルサイネージに手話の動画を増設してもらいたい。	ご意見として賜ります。
35	27	(iv)地域で安心してともに暮らすための環境づくり 2. バリアフリーの推進 (1)障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進 ④ユニバーサルツーリズムの推進	宿泊施設内ではWi-Fiを利用出来る環境整備と、客室内のテレビを字幕機能付きにするなど、利用者が自由に字幕を見られる環境づくりに取り組んでもらいたい。字幕表示は災害時に役に立つ。	頂いたご意見は今後の施策を検討する上で参考とさせていただきます。
36	27	(iv)地域で安心してともに暮らすための環境づくり 2. バリアフリーの推進 (1)障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進 ④ユニバーサルツーリズムの推進	奈良県全体的に聴覚障害者の観光ガイドボランティアを設けてもらいたい。	頂いたご意見は今後の施策を検討する上で参考とさせていただきます。

「奈良県障害者計画」(案)に対するご意見の概要及び県の考え方

(意見募集期間: 令和6年12月26日～令和7年1月25日、意見提出数: 70件/20人)

		公 表		
No	頁	項目	ご意見の概要	県の考え方
37	31	(iv)地域で安心してともに暮らすための環境づくり 4. 災害時における支援の充実 (1)災害時における支援の充実 ①要配慮者に関する取組の推進	個別避難計画について、速やかに全市町村での作成が完了するよう、県の支援を進めてもらいたい。 個別避難計画とはいかなるものか、その必要性を知ってもらうため、もっと周知・広報すべき。また、住民が主体的に計画に関われるような仕組みを構築すべき。	個別避難計画の策定状況については、令和6年4月1日時点で策定済(一部策定済を含む)が25市町村、未策定が14市町村と十分に取組が進んでいない状況です。 市町村における個別避難計画の作成が進むよう、県では、市町村の防災及び福祉担当職員を対象とした、避難行動要支援者に関する実務研修の開催や、未策定である全ての市町村を訪問し、個別ヒアリングを実施の上、個々の課題に寄り添った支援を行うなどの取組を行っています。今後も引き続き、早期に全市町村において個別避難計画が作成されるよう、関係課と連携し、避難行動要支援者の避難支援体制の整備を推進してまいります。
38	31	(iv)地域で安心してともに暮らすための環境づくり 4. 災害時における支援の充実 (1)災害時における支援の充実 ①要配慮者に関する取組の推進	個別避難計画の全市町村作成は、災害が頻繁に起こっている現状からして達成年度が令和11年度では遅すぎるのではないかと2年程度で達成すべき。	個別避難計画の策定状況については、令和6年4月1日時点で策定済(一部策定済を含む)が25市町村、未策定が14市町村と十分に取組が進んでいない状況です。 市町村における個別避難計画の作成が進むよう、県では、市町村の防災及び福祉担当職員を対象とした、避難行動要支援者に関する実務研修の開催や、未策定である全ての市町村を訪問し、個別ヒアリングを実施の上、個々の課題に寄り添った支援を行うなどの取組を行っています。今後も引き続き、早期に全市町村において個別避難計画が作成されるよう、関係課と連携し、避難行動要支援者の避難支援体制の整備を推進してまいります。
39	31	(iv)地域で安心してともに暮らすための環境づくり 4. 災害時における支援の充実 (1)災害時における支援の充実 ①要配慮者に関する取組の推進	DWAT隊員に手話通訳者を積極的に採用するなどの取組を明記してもらいたい。	情報アクセシビリティの観点からも、災害時の聴覚障害者への支援は重要と考えています。一方、厚生労働省が策定する「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」によると、チームの組成に当たっては、災害時要配慮者の多様な福祉ニーズに対応する必要があることから、性別及び社会福祉士等の相談援助職や介護福祉士等の介護職等の職種構成のバランスにも配慮することとしています。 そのような中で、現計画案では、「DWATの体制を充実させる」との記載をされており、ガイドラインの趣旨を踏まえ、手話通訳者も含めた多職種の方にDWATのチーム員として登録していただけるよう取り組むこととしており、手話通訳者のみを特記しておりません。
40	31	(iv)地域で安心してともに暮らすための環境づくり 4. 災害時における支援の充実 (1)災害時における支援の充実 ①要配慮者に関する取組の推進	市町村における避難行動要支援者名簿の定期的な更新が必要。年1回必ず実施するなど、対象者が不安にならないよう対策してもらいたい。	避難行動要支援者名簿については、平成29年度に県内全ての市町村において整備がなされました。避難行動要支援者の心身の状況や生活実態は時間経過とともに常に変化するものであることから、避難行動要支援者名簿の更新サイクルや仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つことが重要です。令和6年4月1日時点で35の県内市町村において概ね1年以内で定期的に名簿情報を更新されています。 県においても、避難行動要支援者名簿の更新等、市町村における避難支援体制が適切に整備されるよう、市町村の防災及び福祉担当職員を対象に、避難行動要支援者に関する実務研修を開催してきました。 今後も引き続き、関係課とも連携し、避難行動要支援者の避難支援体制の整備を推進してまいります。
41	31	(iv)地域で安心してともに暮らすための環境づくり 4. 災害時における支援の充実 (1)災害時における支援の充実 ①要配慮者に関する取組の推進	災害時、自治会の安否情報発信システムなどを充実させてもらいたい。 自治会の中で手話ができる人のリストを作成してもらいたい。	頂いたご意見は今後の施策を検討する上で参考とさせていただきます。
42	31	(iv)地域で安心してともに暮らすための環境づくり 4. 災害時における支援の充実 (1)災害時における支援の充実 ①要配慮者に関する取組の推進	災害時、救急隊が安全確認や呼びかけをしても、聴覚障害の方々は聞こえない可能性があるため、聴覚障害のある方々の安否の確認や共有が出来るシステムが必要。	今後も引き続き、関係課とも連携し、避難行動要支援者の避難支援体制の整備を推進してまいります。
43	27	(iv)地域で安心してともに暮らすための環境づくり 1. 障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり (6)障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進 ②総合的なバリアフリー化の推進	聞こえる人も聞こえない人も視覚的に理解できるような環境が必要。見える化の普及を入れてもらいたい。	聴覚障害のある人の災害発生時における情報取得等については課題があると考えております。頂いたご意見は今後の施策を検討する上で参考とさせていただきます。

「奈良県障害者計画」(案)に対するご意見の概要及び県の考え方

(意見募集期間: 令和6年12月26日～令和7年1月25日、意見提出数: 70件/20人)

		公 表		
No	頁	項目	ご意見の概要	県の考え方
44	28	(iv)地域で安心してともに暮らすための環境づくり 2. バリアフリーの推進 (1)障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進 ⑤県の施設におけるバリアフリー化の推進	バリアフリー化の推進のためには、当事者の意見を聞くことが必要。とりわけ、公共性の強い県の施設については不可欠。従ってこの項目の最後に「そのために、必ず当事者の意見を聞くようにします。」と追記してもらいたい。	バリアフリー化の推進につきましては、関係課とも連携しながら横断的に行ってまいります。また、当事者の意見を聞くよう努める旨追記いたします。
45	28	(iv)地域で安心してともに暮らすための環境づくり 2. バリアフリーの推進 (1)障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進 ⑤県の施設におけるバリアフリー化の推進	県の施設において、トラブル発生時の連絡用インターホンにビデオカメラを装着することで、聴覚障害者が音声以外の手段で意思疎通できるよう配慮した内容としてもらいたい。 また、実際の運用に向け、ビデオ通話で手話通訳者を介し、スムーズにコミュニケーションが取れる環境の整備が望まれる。	頂いたご意見は今後の施策を検討する上で参考とさせていただきます。
46	31	(iv)地域で安心してともに暮らすための環境づくり 4. 災害時における支援の充実 (1)災害時における支援の充実 ①要配慮者に関する取組の充実	奈良県災害派遣福祉チーム(DWAT)について、聴覚障害者への情報保障を行う支援者も含めた派遣チームを作ってもらおう、ピアサポートも含め、支援体制の見直しおよび充実を進めてもらいたい。	奈良県災害福祉支援ネットワークが定める災害派遣福祉チーム(DWAT)の構成員の資格としては、社会福祉士や介護福祉士などの多種多様な職種で構成することとしており、一定の条件を満たせば手話通訳者もDWATチーム員として登録することが可能です。 多職種で編成されることがDWATには求められており、聴覚障害を持つ方への支援もできるよう、今後奈良県災害福祉支援ネットワークにおいて検討し、支援体制の充実を図ってまいります。
47	31	(iv)地域で安心してともに暮らすための環境づくり 4. 災害時における支援の充実 (1)災害時における支援の充実 ②福祉避難所の整備	奈良県で災害が起きたとき、避難所にはトイレが必須。 奈良県で複数台トイレトレーラーを購入することを目標とし、具体的に数値で記載してもらいたい。	災害に備え、携帯トイレや仮設トイレを備えることは重要であると考えております。トイレトレーラーに限らず、災害時用のトイレの備蓄に努めてまいります。
48	31	(iv)地域で安心してともに暮らすための環境づくり 4. 災害時における支援の充実 (1)災害時における支援の充実 ②福祉避難所の整備	災害時、聴覚障害を持つ方も情報取得出来るよう、手話通訳者の配置や案内ボードを作るなど配慮が必要になるので、福祉避難所などで聴覚障害を持つ方の情報保障を可能にする「アイ・ドラゴン4」の設置をお願いしたい。 また、聴覚障害者同士でコミュニケーションや情報交換ができるような環境づくりをしてもらいたい。	頂いたご意見は今後の施策を検討する上で参考とさせていただきます。
49	31	(iv)地域で安心してともに暮らすための環境づくり 4. 災害時における支援の充実 (1)災害時における支援の充実 ②福祉避難所の整備	災害ボランティアセンター設置運営訓練に参加した際、きこえない人・きこえにくい人のニーズの拾いあげや、ボランティアとのコミュニケーションに課題があると感じた。 災害時を想定した準備や好事例などを市町村や関係団体へ共有する必要があるのではないか。	頂いたご意見は今後の参考とさせていただきます。好事例について関係各所への共有など図ってまいります。
50	33	(v)いつでも必要な医療や療育を受けられる環境づくり 1. 保健・医療の充実	障害者医療にかかわる医師や看護師が少ない状況を踏まえ、確保と養成が必要であることを記述するべき。	医師の確保については、医師の診療科間及び地域間の偏在に対応するため、奈良県立医科大学等の学生を対象とした奨学金制度を実施しており、小児医療に携わる医師を育成しております。平成30年度には、精神科のうち特に急増する児童の精神疾患に対応するため「児童精神分野」を対象に追加し、令和6年度には、8人が児童精神分野を専門分野とした医師を県内に配置しております。 看護師の確保については、ナースセンター事業を奈良県看護協会に委託し、医療機関だけでなく障害者施設も含めて看護師の求人・求職に関する情報の提供や就業の斡旋等の無料職業紹介を実施しております。また、退職した看護師が復職するための支援として復職支援研修の実施を委託し、研修メニューとして医療的ケア児の看護など障害者施設での勤務が可能となるような講座を設けております。 頂きましたご意見も踏まえ、引き続き県内の医療ニーズを把握し、必要な医師や看護師の確保・育成に努めてまいります。
51	34	(v)いつでも必要な医療や療育を受けられる環境づくり 1. 保健・医療の充実	救急車を呼んだ際、きこえない人・きこえにくい人が安心して、スムーズにコミュニケーションが取れるよう、コミュニケーションボードなどの準備を行ってもらいたい。	頂いたご意見は今後の施策を検討する上で参考とさせていただきます。

「奈良県障害者計画」(案)に対するご意見の概要及び県の考え方

(意見募集期間: 令和6年12月26日～令和7年1月25日、意見提出数: 70件/20人)

		公表		
No	頁	項目	ご意見の概要	県の考え方
52	33	(v)いつでも必要な医療や療育を受けられる環境づくり 1. 保健・医療の充実	聴覚障害のある高齢者への対応が記載されていない。	本計画は、聴覚障害のある高齢者も含めた内容になっております。
53	36	(v)いつでも必要な医療や療育を受けられる環境づくり 1. 保健・医療の充実 (2)精神障害のある人への支援 ①精神科救急医療体制の充実	障害者の見守りをしているが、警察や相談機関、精神病院に相談しても、本人や親族でないと相談に応じられないと回答され、民生委員が本人とのコンタクトを試みても拒否される場合、踏み込めず問題解決が遅れる。本人の支援体制の構築のために、専門職(精神保健福祉士など)が介入するなど、アウトリーチ(訪問支援)の体制整備が急がれる。 当事者を取り巻く関係機関が情報共有し、相談支援体制の整備につなげてもらいたい。	精神疾患の受療中断者や未治療者に対して、医療・保健・福祉の多職種の専門職が訪問支援を行うアウトリーチチームについては、本県の実情に応じた体制整備に向けて検討を重ねているところです。今後も全国の先進事例等の調査や家族、当事者、関係者等の意見も踏まえチーム設置に向けて検討を進めてまいります。
54	37	(v)保健・医療 1. 保健・医療の充実 (5)認知症の人への支援 ①正しい知識の普及・啓発	難聴者は認知症を発症するリスクが高い。市町村に設置された認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の方々および介護施設の職員など、サービスにかかわる職員等に、きこえにくい人に対する対応方法を研修として位置付けるなど具体的な対策を講じてもらいたい。	認知症初期集中支援チームの方々については、国立長寿医療研究センターが実施し、本県において県内受講者を選定する「認知症初期集中支援チーム員研修」を受講いただいています。研修カリキュラムのうち「認知症の人への具体的な援助」および「認知症と身体アセスメント」に、コミュニケーションへの配慮に関する内容が含まれており、当研修修了者については、きこえにくい人に対する対応方法を学ばれていると考えます。 また、認知症地域支援推進員等の方々に対しても、前述の研修動画の関係部分について、県が実施する認知症施策関係者研修会の際に紹介する予定です。 介護施設の職員については、奈良県指定事業者が実施する「介護職員初任者研修」を受講いただいています。研修カリキュラムのうち「介護におけるコミュニケーション技術」に、聴力の障害に応じたコミュニケーション技術の内容が含まれており、当研修修了者については、きこえにくい人に対する対応方法を学ばれていると考えます。
55	38	(vii)能力を最大限に発揮し働き続けられる就労の促進 1. 雇用の促進 (2)障害者雇用の促進 ①一般企業等における雇用の場の確保	一般就労での生活支援体制、職場でのメンタルヘルスや体力の低下の課題、障害者就業・生活支援センターへの相談支援体制の枠組みの強化を求めます。 また、障害者就業・生活支援センターの配置基準や設置数は適切かどうか、知的障害のある人が何歳位まで同じ職場で働いているのか等の数値データをとるなど今後に生かせる体制にしてもらいたい。	障害者就業・生活支援センターは、障害者の職業生活における自立・安定を図ることを目的として、県内の障害保健福祉圏域ごとに各1箇所(計5箇所)設置されています。今後も引き続き、障害者就業・生活支援センターを拠点として、雇用、医療・保健、福祉、教育等の関係機関との連携を図りつつ、障害のある人に対して身近な地域において必要な支援を行ってまいります。
56	50	(vii)能力を最大限に発揮し働き続けられる就労の促進 2. 就労の継続	厚生労働省の行った調査による職場定着率等は記述されているが、奈良県の定着率についても記述すべき。	現在、奈良県において障害のある人の職場定着率の調査は行っておりませんが、障害のある人がやりがいをもって働いているかを把握するうえで重要な指標だと考えます。頂いたご意見は今後の参考とさせていただきます。
57	49	(vii)能力を最大限に発揮し働き続けられる就労の促進 2. 就労の継続	聴覚障害者が就職先を探しても、聴覚障害に起因するコミュニケーション上の課題を理由に採用を断られるケースが見られ、事業者による「合理的配慮の提供」が十分に実現されていない側面があると考えられる。障害者の就職を支援する関係者には、企業に対して合理的配慮の提供に取り組むよう働きかけを行い、すべての障害者が雇用の壁を感じることなく働ける社会の実現に向けた改善をしてもらいたい。	3頁(1)①に記載のとおり、引き続きまほろば「あいサポート運動」の取組を推進し、県とともに積極的に取り組んでいただけるあいサポートメッセンジャーやあいサポート企業・団体を増やしていけるよう、周知啓発に努めてまいります。
58	51	(vii)能力を最大限に発揮し働き続けられる就労の促進 2. 就労の継続	きこえない人・きこえにくい人の職場定着のために、手話通訳・要約筆記等の助成金の情報を企業に対してさらに周知するなど、合理的配慮がスムーズに提供されるような取り組みを盛り込んでもらいたい。	頂いたご意見は今後の施策を検討する上で参考とさせていただきます。
59	57	(viii)誰もが気軽に社会参加できる環境づくり 1. 情報アクセシビリティの推進 (1)意思疎通支援の充実 ②意思疎通支援を担う人材の養成・確保	人材確保についての記述がないので、人数を増やすための手立てなど、具体的な取り組みの内容を加えてもらいたい。	意思疎通支援を担う人材の養成・確保については課題があると認識しております。具体的な取組については、他の都道府県への調査、関係団体への意見聴取等を行い、引き続き検討してまいります。

「奈良県障害者計画」(案)に対するご意見の概要及び県の考え方

(意見募集期間: 令和6年12月26日～令和7年1月25日、意見提出数: 70件/20人)

		公表		
No	頁	項目	ご意見の概要	県の考え方
60	57	(viii)誰もが気軽に社会参加できる環境づくり 1. 情報アクセシビリティの推進 (1)意思疎通支援の充実 ③市町村の取組に対する支援	意思疎通支援事業、特に要約筆記者の派遣においては、パソコン要約筆記の派遣が行われるよう連携と支援をお願いしたい。また、遠隔要約筆記(Zoomなどオンラインでの支援)の整備をしてもらいたい。	要約筆記者の養成・確保については課題があると認識しております。今後も引き続き、市町村において適切に要約筆記者の派遣が行われるよう、助言や情報提供等の支援を行います。また、頂いたご意見は今後の施策を検討する上で参考とさせていただきます。
61	66	(viii)誰もが気軽に社会参加できる環境づくり 1. 情報アクセシビリティの推進 (2)情報保障の充実 ①障害特性に応じた情報保障の充実	「障害者団体等の会議、研修、講演会等における意思疎通支援者の派遣を行います。」の後に「派遣にあたっては、補助金制度をつくり、支援を行います。」を追記してもらいたい。障害者団体が行う催し物に意思疎通支援者を派遣してもらうためには多額の費用がかかり、派遣を要請できないという現状がある。	障害がある人の社会参加を促進するうえでは、当事者の希望に応じて意思疎通支援者を派遣することは重要であると考えます。頂いたご意見は今後の施策を検討する上で参考とさせていただきます。
62	58	(viii)誰もが気軽に社会参加できる環境づくり 1. 情報アクセシビリティの推進 (2)情報保障の充実 ①障害特性に応じた情報保障の充実	他県(例:愛知県)では障害者団体からの申請については、派遣費が無料になるところもあり、奈良県においても同様の取り組みを行ってもらいたい。	障害がある人の社会参加を促進するうえでは、当事者の希望に応じて意思疎通支援者を派遣することは重要であると考えます。頂いたご意見は今後の施策検討の参考とさせていただきます。
63	56	(viii)誰もが気軽に社会参加できる環境づくり 1. 情報アクセシビリティの推進 (2)情報保障の充実 ②県政広報の充実	「ならフライデー9」に字幕導入してもらいたい。また、「Origin私の原点、奈良」も半分位はテロップがついているが、字幕導入してもらいたい。	頂いたご意見は今後の施策を検討する上で参考とさせていただきます。
64	58	(viii)誰もが気軽に社会参加できる環境づくり 1. 情報アクセシビリティの推進 (2)情報保障の充実 ②県政広報の充実	放送事業者に対し、字幕付きでの情報提供を求めている。災害初期の情報番組は字幕も手話もない状況が多い。平常時においても、放送事業者の努力を求めている。	頂いたご意見は今後の施策を検討する上で参考とさせていただきます。
65	61	(viii)誰もが気軽に社会参加できる環境づくり 2. スポーツ・文化芸術活動等の充実 (1)スポーツ活動の充実 ②スポーツに取り組む機会の充実	2025年に東京にてデフリンピックが開催されるにあたり、デフスポーツの普及に取り組む旨、記載してもらいたい。	障害者計画においては、障害のある人などが行うスポーツについて、デフスポーツも含め総称として「障害者スポーツ」としており、61頁(1)②に記載のとおり、今後も障害者スポーツの普及・啓発などを進めてまいります。
66	61	(viii)誰もが気軽に社会参加できる環境づくり 2. スポーツ・文化芸術活動等の充実 (1)スポーツ活動の充実 ②スポーツに取り組む機会の充実	デフリンピックはまだ普及啓発に至っていない。「小学校・中学校・高校」で短い時間でもいいので、ホームルームなどでデフリンピックとは何か子どもたちに教えてもらいたい。	60頁(1)①に記載のとおり、幼い頃から障害者スポーツに親しんでもらうための子どもを対象とした実技体験を開催しているところであり、そういった機会を通じて若い世代への周知に努めてまいります。
67	60	(viii)誰もが気軽に社会参加できる環境づくり 2. スポーツ・文化芸術活動等の充実 (1)スポーツ活動の充実 ②スポーツに取り組む機会の充実	2025年11月にデフリンピックが東京で開催するが、奈良県でのデフリンピックの知名度はまだ低い状況。デフリンピックの内容や、何故パラリンピックと組織が違うかなど、奈良県民に周知してもらいたい。	デフリンピックについては令和5年11月号の県民だよりにて周知をさせていただいておりますが、引き続き、必要に応じて周知に努めてまいります。
68	61	(viii)誰もが気軽に社会参加できる環境づくり 2. スポーツ・文化芸術活動等の充実 (1)スポーツ活動の充実 ④障害者スポーツを支える人材の育成	デフリンピック、デフスポーツにも当てはまるので、「デフリンピック」又は「デフスポーツ」の文面も入れてもらいたい。	障害者計画においては、障害のある人などが行うスポーツについて、デフスポーツも含め総称として「障害者スポーツ」としており、61頁(1)②に記載のとおり、今後も障害者スポーツの普及・啓発などを進めてまいります。
69	62	(viii)誰もが気軽に社会参加できる環境づくり 2. スポーツ・文化芸術活動等の充実 (2)文化芸術活動等の充実 ②県立文化施設における取組の充実	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、県立美術館や橿原考古学研究所附属博物館、民俗博物館などに設置する翻訳システムに手話を加えたり、ビデオシアターでの映像に字幕と手話を付けたりなど取り組んでもらいたい。	今後、県有文化施設において鑑賞のためのシステムの構築・改修、コンテンツ制作を検討する際は、引き続き奈良県障害者計画の趣旨を踏まえた内容を検討します。
70	46	目標・基本的な考え方	今日的には「障害者権利条約」の方向が障害者施策の基礎となると考えるので、今回の「障害者計画」の目標・基本的な考え方等の中に書き込んでもらいたい。	今回の奈良県障害者計画の策定にあたり、障害者権利条約の内容も踏まえ検討しております。また、当事者や関係団体等とも意見交換しながら策定しています。